

昭和六十三年大蔵省令第七号
通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律

施行規則

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律

(昭和六十二年法律第四十二号)第八条、附則

第六条及び附則第七条の規定に基づき、並びに

同法を実施するため、通貨の単位及び貨幣の發

行等に関する法律施行規則を次のように定め

る。

(貨幣の引換事務の取扱機関等)

第一条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法

律(以下「法」という。)第八条の規定による

貨幣の引換えに関する事務は、日本銀行がその

本店及び支店において行い、その事務に要する

経費は日本銀行が負担する。

第二条 前条の貨幣の引換えは、模様の認識がで

き、かつ、量目が通貨の単位及び貨幣の発行等

に関する法律施行令(昭和六十三年政令第五十

号)(以下この条において「令」という。)第一

条又は第二条に定める量目の二分の一を超える

ものについて行うものとする。ただし、金を素

材とする貨幣の引換えは、模様の認識ができ、

かつ、量目が令第一条又は第二条に定める量目

の百分の九十八以上のものについて行うものと

する。

第三条 削除

(旧金貨幣の引換事務の取扱店)

第四条 法附則第三条に規定する旧金貨幣(以下

「旧金貨幣」という。)の引換えは、日本銀行本

店及び支店(以下「引換事務取扱店」という。)

において行うものとする。

(旧金貨幣の引換手續)

第五条 法附則第四条の規定により旧金貨幣の引

換えを請求しようとする者は、当該旧金貨幣に

引換えのための請求書を添えて引換事務取扱店

に提出しなければならない。

(引換事務取扱店の日計表)

第六条 引換事務取扱店は、旧金貨幣の引換えに

関する事項を記録するため、日計表を作成しな

ければならない。

(引換事務取扱店の備付帳簿)

第七条 引換事務取扱店は、旧金貨幣の引換えに

伴う旧金貨幣の受入れを記録するため、帳簿を

備え付けなければならない。

(引換事務の報告)

第八条 日本銀行本店は、法附則第四条から第六

条までに規定する旧金貨幣の引換えに関する報

告書を、翌月末日までに財務大臣に提出しなけ

ればならない。

附 則

抄

第一条 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則

抄

第六九号

抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行す

附 則

抄

第四七号

抄

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行す

附 則

抄

平成一五年三月三一日財務省令

抄